

令和3年度使用教科用図書採択方針等について

【令和2年5月14日教育委員会会議 協議 資料一覧】

1 資料1

令和3年度に北九州市立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択方針

2 資料2

令和3年度に北九州市立高等学校で使用する教科用図書の採択方針

3 資料3

教科用図書採択の仕組み

4 資料4

各部会等の任務

5 資料5

令和3年度に北九州市立高等学校で使用する教科用図書の採択手順について

6 資料6

令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準及び選定資料(福岡県教育委員会)

令和2年5月14日

北九州市教育委員会

令和3年度に北九州市立義務教育諸学校で使用する教科用図書
の採択方針

- 1 北九州市教育委員会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに関係諸法規の定めるところに従い、中学校において使用する教科用図書、小学校と中学校の特別支援学級並びに特別支援学校において使用する教科用図書について、公正を確保し、適正を期して採択する。
- 2 北九州市教育委員会事務局に教科用図書選定会議を設け、その報告を基に採択を行う。採択に当たっては、北九州市の地域的特性と児童生徒の実態等を考慮する。
- 3 教科用図書採択に関しては、公正確保を損なわない範囲内で公表する。

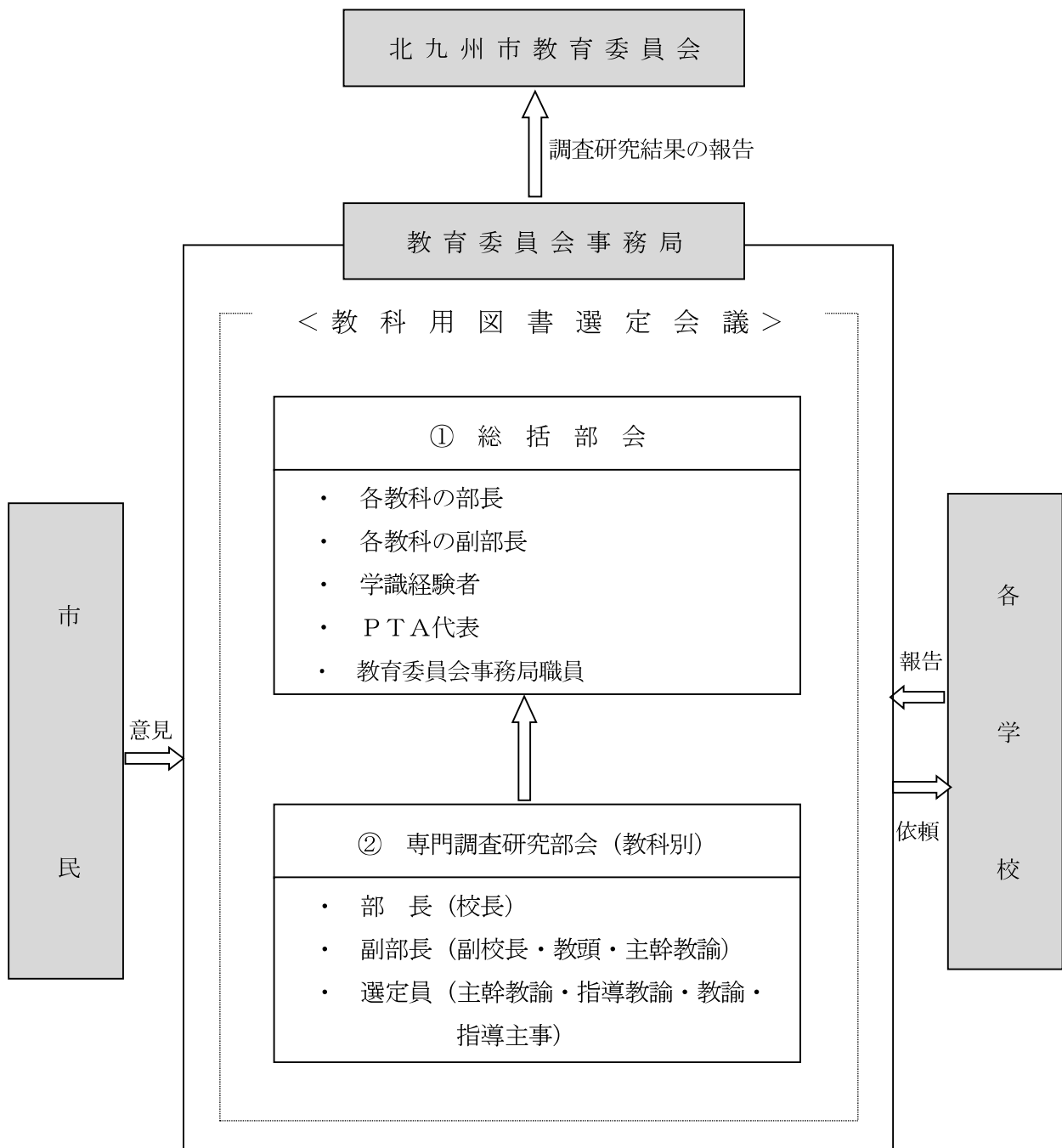
令和 2 年 5 月 1 4 日

北九州市教育委員会

令和 3 年度に北九州市立高等学校で使用する教科用図書
の採択方針

- 1 令和 3 年度使用北九州市立高等学校用教科用図書の採択は、高等学校が選定した教科用図書の報告を受けて、北九州市教育委員会がこれを行う。
- 2 高等学校においては、下記の基準に基づくとともに学校の実態及び文部科学省通知の内容を踏まえ、適正かつ公正に教科用図書の選定を行う。
 - (1) 教育基本法に定める教育の目的及び目標並びに学校教育法に定める高等学校における教育の目標及び学校の目的を有効かつ適切に踏まえたもの。
 - (2) 学習指導要領の定める各教科の目標及び内容に即し、適切に教材を構成したもの。
 - (3) 生徒の成長と発達に即し、かつ、指導に際して適切なもの。
- 3 教科用図書採択に関しては、公正確保を損なわない範囲内で公表する。

教科用図書採択の仕組み



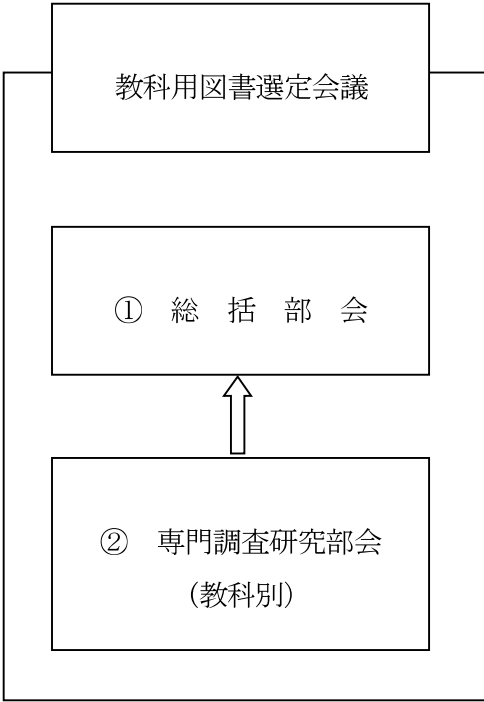
各部会等の任務

北九州市教育委員会

各教科で使用する教科用図書を、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。）ごとに1種採択する。

教育委員会事務局

教科用図書選定会議等に対して連絡調整を行い、教科用図書採択に関する事務のいっさいを執り行う。



北九州市教育委員会に教科用図書採択に関する調査研究結果を報告する。

専門調査研究部会の報告を基に、全体的な審議を行い、調査研究報告を作成する。

各教科で使用する教科用図書の綿密な調査研究を行い、各学校に依頼した調査研究の報告並びに市民の意見も参考としながら総括部会へ報告する。

各 学 校

各学校は教科用図書の調査研究を行い、学校長は所定の様式により、教育委員会事務局に報告する。

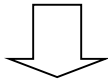
市 民

市民は、教科用図書展示期間に各教科書センター等で教科用図書見本を閲覧し、意見があれば所定の様式により、教育委員会事務局に提出する。

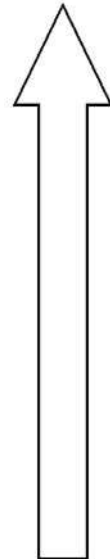
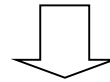
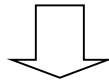
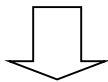
令和3年度に北九州市立高等学校で使用する教科用図書の採択手順について

福岡県教育委員会

① 文部科学省の通知を受け、教科書採択事務説明会を書面にて実施する。
⑦ 北九州市立高等学校から提出された教科書需要票等を受理する。



北九州市教育委員会		
<事務局> ② 文部科学省及び北九州市教育委員会の採択方針等について北九州市立高等学校へ通知する。	<教育委員会会議> ④ 校長の意見(教科用図書選定報告書)をもとに、使用教科用図書の採択を行う。	<事務局> ⑥ 教科書需要票を審査する。審査結果を北九州市立高等学校へ連絡する。



北九州市立高等学校

③ 校内選定会議を開催し、教科書の調査研究及び選定を行う。
教科用図書選定報告書を作成し、北九州市教育委員会へ提出する。
⑤ 教育委員会会議の採択結果を受け、教科書需要票等を作成し、北九州市教育委員会事務局へ提出、審査を受ける。
⑦ 北九州市教育委員会の審査結果の連絡を受け、教科書需要票等を福岡県教育委員会へ提出する。

※ 北九州市立高等学校管理規則

第3章 教材の取扱い

(教材の選定)

第6条 教科書の採択は、校長の意見を聞いて教育委員会が行う。

2 教科書以外の教材の選定は、別に定める基準により校長が行う。

※ (参考) 福岡県立高等学校の場合

○ 「福岡県立高等学校用教科用図書の採択は、各学校が選定した教科用図書の報告を受けて県教育委員会がこれを行う。」(福岡県教育委員会教育長通知)

○ 各学校長からの報告を受けて、教育次長が専決決裁を行っている。